

学部・研究科の連続性に配慮した 教育課程編成の促進について

大学院教育の目的と養成する人材に求められる能力

設置基準上の目的

- ◆ 修士課程は、**広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う**ことを目的とする。（大学院設置基準第3条第1項）
- ◆ 博士課程は、**専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う**ことを目的とする。（大学院設置基準第4条第1項）
- ◆ 専門職学位課程は、**高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う**ことを目的とする。（専門職大学院設置基準第2条第1項）

大学院が養成を担う「知のプロフェッショナル」が備えるべき力

※2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）より

- ・ 最先端の知にアクセスする能力
- ・ 自ら課題を発見し設定する力
- ・ 自ら仮説を構築し、検証する力
- ・ 社会的・経済的価値を判断・創出する能力
- ・ 高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力
- ・ 倫理観
- ・ マネジメント能力

学士課程を通じて身に付けるべき普遍的なスキル・リテラシー

※2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）より

- ・ 論理性や批判的思考力
- ・ 広い視野
- ・ コミュニケーション能力
- ・ 他社と共生する力
- ・ 創造力
- ・ 変化への適応力
- ・ 主体性と責任感を備えた行動力
- ・ データ処理、活用能力

学部と大学院の連携に関するこれまでの議論等

分野を問わない全般的な言及

● 2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～

(平成31年 1月22日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

3. 大学院教育の改善方策

③各課程ごとに求められる教育の在り方

学士課程から修士課程に直接進学する者に対しては、社会経済の高度化・複雑化に伴い、要求される知識量等の増加に対応するために、学部段階の教育との有機的な接続を図ることが必要となっている。

個別分野における言及

● 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～

(平成27年 9月15日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

(人文・社会科学分野の大学院教育の在り方)

- 各大学院においては、産業界等との協働により、狭い専門分野の枠を超えたプロジェクト型科目や中長期インターンシップ等を取り入れるとともに、体系的・組織的な教育を一層積極的に進めることが重要である。これらの取組によって、学生の課題解決能力や他者と協働する力を向上させるとともに、人文・社会科学分野における大学院教育の意義に関する社会的認知度を向上させることなどが期待される。また、文理の垣根を越えた授業科目の開設や基礎教育カリキュラムの体系化を含めた学士・修士一貫教育を推進する取組も効果的であると考えられる。

● 工学系教育改革制度設計等に関する懇談会 取りまとめ (平成30年 3月)

3. 学部・大学院連結教育プログラムの構築に向けて (メジャー・マイナー制及びダブルメジャー制の導入)

今後の我が国の成長を支える産業基盤強化とともに、新たな産業の創造・イノベーションの創出を目指していくためには、国際競争力を備え、世界の学术界や産業界を牽引するリーダーとなる博士人材の活躍が必須である。

その際には、現行制度上可能な5年制博士課程を更に有効に活用するとともに、学士課程との連携を強化することも含めた人材育成を強力に進めることで、出口を見据えた工学・情報系の学术界の先端研究人材と産業界の先導実務人材の量的拡大・質的充実を図ることが必要である。(中略)

修士課程には、研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要へ対応するという機能のほか、高度専門職業人の養成という機能が期待されている点に鑑み、既存の教育体制に加え、新たに学士・修士の6年一貫制教育も可能とする学部・大学院一貫教育システムを創設することが求められる。

改正の趣旨

- ✓国際的な競争環境が年々高まる中、大学院での高度な教育を受けたより優秀な人材の社会への輩出が喫緊の課題であることを踏まえ、「知の総和答申」(令和7年2月中央教育審議会)において、「大学院修了をスタンダードにしていくといった発想の転換」が必要であることが提言。
- ✓同答申では、大学院進学者を増やすための教学面での方策として、「体系的な教育課程を編成することで、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図る」ことが示されている。
- ✓AIやデータサイエンスなど、社会に必要な知識・技術を確実に学ぶためにも、学部・大学院を通じた密度の高い学修を確保する必要がある。
- ✓こうしたことを踏まえ、大学設置基準等を改正し、学部・研究科の連続性の向上を円滑かつ効果的に図るために必要な措置を講ずることとする。

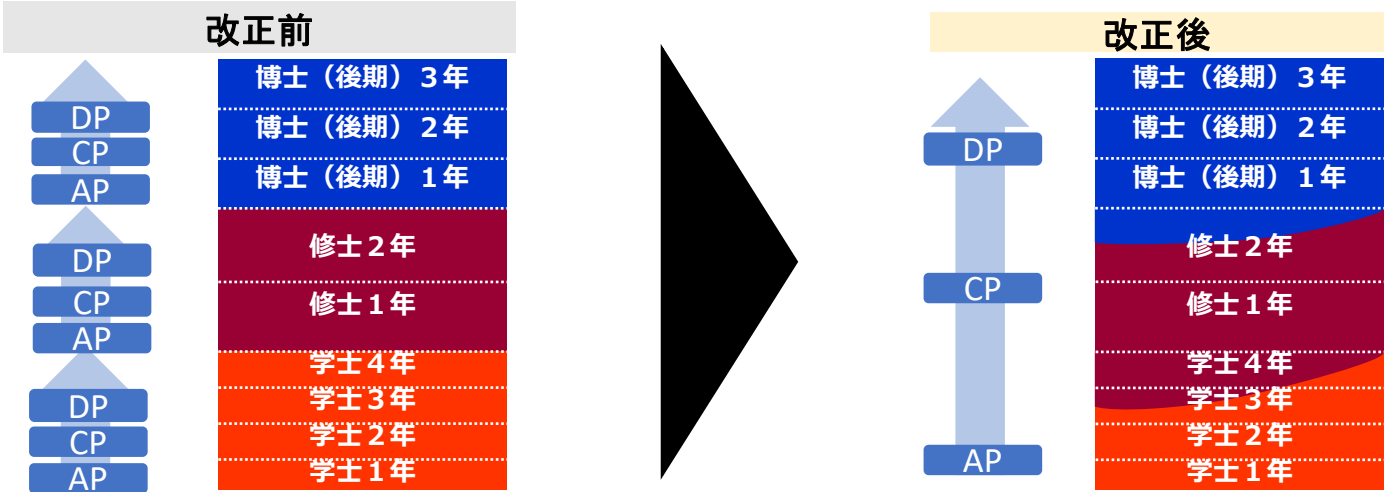
1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

- ✓大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程(以下「連続課程」という。)を編成することを明記する。
- ✓いわゆる3つの方針(卒業・修了認定の方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者受け入れに関する方針をいう。以下同じ。)について、連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

(改正のイメージ)



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度の基本的な考え方

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○ 次のア及びイの要件を満たし、文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア 連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

イ 以下を行う大学であること

ー 当該効果的な取組を行う

ー 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備

ー 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

○ 他の大学との間で連続課程を編成する場合に係る上記の認定は、大学等連係推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限ることとする。

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院(法科大学院及び教職大学院を除く。)についても同等の取扱いとする。

特例の効果

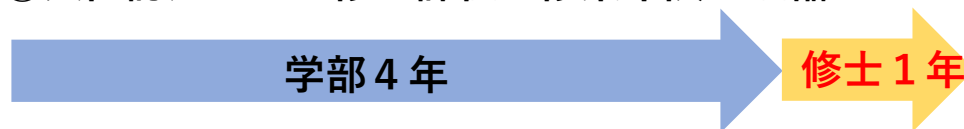
具体的には、以下の特例を認める。

① 修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすること

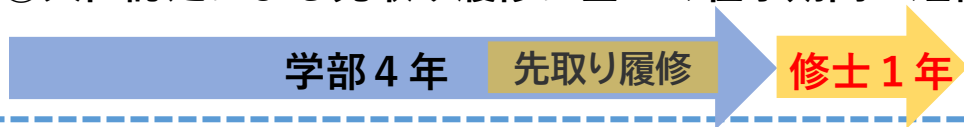
② 大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず、当該単位数を勘案した在学期間の短縮を可能とすること

(改正後イメージ)

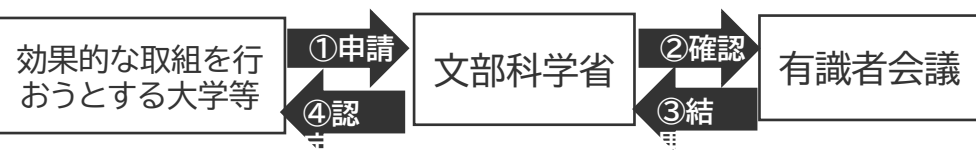
① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



スキームのイメージ



3. 施行期日

公布の日(令和8年3月中予定)

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程編成の促進方策の基本的な考え方

- 国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AI を適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等連係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
 - ※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成 30 年に導入。
- 大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年＋）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

※今後技術的な修正を行う場合があります。

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の改正イメージ

改正後		改正前	
（教育課程の編成方針） 第十九条 「略」 2・3 「略」 4 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要がある<u>と認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。</u>		（教育課程の編成方針） 第十九条 「同上」 2・3 「同上」 「項を加える。」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

○専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の改正イメージ

改 正 後		改 正 前	
（教育課程の編成方針） 第九条 「略」 2ゝ4 「略」 5 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要がある<u>と認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。</u>		（教育課程の編成方針） 第九条 「同上」 2ゝ4 「同上」 「項を加える。」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

○大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の改正イメージ

改正後	改正前
目次 第一章〜第十二章 「略」 第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例（第四十二条） 第十四章 雑則（第四十三条―第四十七条） 附則 （教育課程の編成方針） 第十一条 「略」 2 「略」 3 大学院を置く大学は、当該大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（第四十二条第一項において「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。 第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例 第四十二条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的	目次 第一章〜第十二章 「同上」 第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条） 附則 （教育課程の編成方針） 第十一条 「同上」 2 「同上」 「項を加える。」 「章を加える。」

な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。

イ 当該大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限り。）が設置するもの

ロ 大学等連携推進法人（当該大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限り。）の社員が設置するもの

二 当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。

イ 前号イに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号イに規定する基準の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針

ロ 前号ロに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号ロの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進

法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。) 三 当該大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること。 2 連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。 3 連続課程特例認定大学は、修士課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、前項の規定により読み替えて適用する第三条第三項又は第十八条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の改正イメージ

改正後	改正前
目次 第一章～第九章 「略」 第十章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例（第四十五条） 第十一章 雑則（第四十六条） 附則 （教育課程の編成方針） 第六条 「略」 2・3 「略」 4 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（第四十五条第一項において「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。 第十章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例 第四十五条 専門職大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該専門職大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況に	目次 第一章～第九章 「同上」 第十章 雑則（第四十五条） 附則 （教育課程の編成方針） 第六条 「同上」 2・3 「同上」 「項を加える。」 「章を加える。」

ついて自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。

イ 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該専門職大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置するもの

ロ 大学等連携推進法人（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するものの

二 当該専門職大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。

イ 前号イに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号イに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針

ロ 前号ロに該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの 同号ロの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進

法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。) 三 当該専門職大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けること。 2 連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の専門職大学院については、第三条第二項中「主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合」とあるのは「第四十五条第一項の規定による認定を受けた大学の専門職大学院」と、第十六条中「専門職大学院は」とあるのは「第四十五条第一項の規定による認定を受けた大学の専門職大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。 3 連続課程特例認定大学は、専門職学位課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、前項の規定により読み替えて適用する第三条第二項又は第十六条の規定の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の改正イメージ

改正後		改正前
第百六十五条の二「略」 2「略」 3大学設置基準第十九条第四項、専門職大学設置基準第九条第五項、大学院設置基準第十一条第三項又は専門職大学院設置基準第六条第四項の規定により大学の学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、第一項各号に掲げる方針を定めることができる。		第百六十五条の二「同上」 2「同上」 「項を加える。」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

連続課程特例認定大学の認定等に係る告示に規定する事項のイメージについて

1. 文部科学大臣の認定の基準及び手続等に係る告示のイメージ

○連続課程特例認定大学の認定等に関する規程の整備

- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- ・ 認定基準は次のとおりとする。
 - ① 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
 - ② 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。
 - ③ 申請日5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと。
 - ④ 申請計画書において、効果的な学部との連続性に配慮した教育課程の編成の内容、当該効果的な学部との連続性に配慮した教育課程の編成が学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する取組である根拠、学生に対する適切な配慮のための具体的な措置等が明らかにされていること。
 - ⑤ 申請計画書の内容が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・ 認定を受けようとする大学は、申請書に申請計画書等を添付して文部科学大臣に申請するものとする。
- ・ 文部科学大臣は、申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定するかどうかを決定し、速やかにその結果を通知するものとする。
- ・ 上記のほか、公示、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し等について規定を整備する。

2. 他大学との間で行う場合の認定要件に係る告示のイメージ

○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

- ・ 大学等連携推進法人に係る以下の事項に学部との連続性に配慮した教育課程を追加するもの。
 - ① 大学等連携推進業務として管理する事務の内容
 - ② 大学等連携推進方針に記載する連携の内容
 - ③ 大学等連携推進法人の認定の際の公示の内容

○複数大学設置法人が設置する大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準等の制定

- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、複数大学設置法人が設置する大学間において緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準等を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- ・ 緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準は次のとおりとする。
 - ① 複数大学設置法人が設置する大学間の連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
 - ② ①の方針において、以下の事項が記載されていること
 - i 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項

- ii 当該大学間における学部との連続性に配慮した教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
 - iii その実施についての当該大学間の役割分担に関する事項
- ③ ①の方針の下、当該大学間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること
- ・ 複数大学設置法人において、その策定した①の方針を文部科学大臣に届け出るものとする。

○学部との連続性に配慮した教育課程の編成・実施に係る協議事項を定める件

- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、大学院を置く大学及び学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、実施するために、協議の場において協議する事項を定めるもの。具体的には以下のとおり。
 - ① 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事項
 - ② 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事項
 - ③ 学生の計画的な教育課程の履修その他の修学に係る支援に関する事項
 - ④ その他学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために必要な事項